

はじめに

地方自治体においては、財政制約、少子化・高齢化などの人口構造の変化、公共施設老朽化や巨大災害への対応など、喫緊の課題に直面しており、公共施設の維持管理更新をはじめとする地域の諸課題の解決に当たっては、公的セクションと民間セクションが連携し、新たな発想と仕組みで取り組む必要が生じている。国では、平成 34 年までに 12 兆円規模に及ぶ公民連携事業を推進することとしており（「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」(平成 25 年 6 月 6 日)）、経済財政諮問会議でも地方自治体レベルでの PPP/PFI の積極的な活用が求められている。公民連携研究会では、平成 23 年度来、公共施設の維持管理更新の問題と新たな公民連携手法をテーマに研究を続けてきたが、平成 25 年度末の時点で、公民連携による先進的な公共施設の維持管理を実施している自治体は未だ少数であった。

平成 26 年度に当研究所内に設けられた「公民連携手法研究会」は、地方自治体が民間提案を受け入れるための制度と体制を整えていないことが、地方自治体において公民連携が進まない理由の 1 つであると考えた。そこで、研究会では、公民連携の推進のために、地方自治体が独自に設ける民間提案制度に注目し、民間提案制度の確立及び民間提案受け入れ体制の組織論に関する研究を行った。研究手法としては、具体的な事例を通して、公的セクション側と民間側それぞれに対してヒアリング調査を行い、現状の民間提案制度の課題や課題解決のために必要な施策について、有識者委員を集めた研究会を開催して議論した。その内容をまとめたものが本書である。

なお、平成 23 年度から平成 25 年度までの研究概要は以下のとおりである。

【平成 23、24 年度】

平成 23 年度に「公民連携推進研究会」、平成 24 年度に「公共サービスとファシリティマネジメント研究会」を設置し、地方の公共サービス改革の中で重要性が認識されている公共施設等の維持更新の問題と、新たな公民連携手法について議論を深めてきた。

2 か年の研究において、地方自治体では、これまでのような縦割りではなく横断的に、保有する全ての施設の状況を把握し、総合的な企画・管理・活用・処分方針を検討し、持続可能な運営を行う必要があることが示された。また、市民一人一人に具体的な数値をもとにした分析を分かりやすく示し、地域内の施設のあり方をトータルに議論でき、課題解決への合意形成を促す資料として「施設白書」作成に取り組む地方自治体が増えてきていることが明らかとなった²。

【平成 25 年度】

公民連携手法による公共施設の維持管理の実践例として、愛知県半田市の体育館及び佐賀県武雄市の図書館の先進的な取組を調査し、民間型不動産価値から見た公民連携手法の研究を行った。上記の事例を通じて新たな図書館像、市民スポーツのしくみを民間が示したことで、公共サービスの本質がどこにあるのかが問われた。加えて、管理運営を民間に委ねることが、施設が持つ潜在能力を十分に引き出すための空間デザインの重要性、空間がサービスの質を向上させることに繋がることを示した³。

² 「公民連携研究報告書」平成 25 年 10 月 内閣府経済社会総合研究所ウェブサイト

³ 「公民連携手法研究報告書」平成 27 年 7 月 内閣府経済社会総合研究所ウェブサイト